

平成 20 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名	株式会社 USEN
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀 (コード番号: 4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 紺 屋 勝 成
電 話 番 号	(03 6823 7015)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年11月4日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関する議案を、平成20年11月27日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

資金調達手段の選択肢を広げることにより、財務基盤の強化、手元流動資産の拡充及び今後の成長機会を的確に捉えることを目的として、新たな種類の株式(無議決権優先株式)(以下「本優先株式」)を発行することができるよう、定款第6条に定める会社の発行する株式の総数及び種類を変更するとともに定款第2章の2(優先株式)を新設するものです。

なお、本優先株式の発行につきましては、その時期、方法及び条件等を含め、今後の市場の状況等を勘案して検討する予定です。本優先株式は、株主総会における議決権を有さず、金銭を対価とする取得が予定されている「社債型」優先株式であり、普通株式の議決権について希薄化が生じるものではありません。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 11 月 27 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 11 月 27 日 (木曜日)

(別紙)

定款変更の内容

(下線_は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、542,495,988株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>542,505,988株</u>とし、<u>発行可能種類株式総数は、普通株式542,495,988株、第1種優先株式10,000株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、10株とする。</p>	<p>(単元株式数) 第9条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、10株とし、第1種優先株式の単元株式数は1株</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(優先配当金)</p>
	<p><u>第13条の2</u> 当社は、<u>毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式を有する株主(以下「第1種優先株主」という。)</u>又は<u>第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)</u>に対し、<u>普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)</u>又は<u>普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)</u>に先立ち、<u>第1種優先株式1株につき、その払込金額に年10%を乗じた額を上限として、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額(ただし、当該事業年度において次項に定める優先中間配当金の支払いを行ったときは、その額を控除した額とする。)</u>の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭及び第1種優先中間配当金をあわせて「<u>第1種優先配当金</u>」<u>という。)</u>を行う。 2.当社は、<u>第38条第2項に定める中間配当を行うときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、その払込金額に年5%を乗じた額を上限として、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払</u></p>

	<p>われる金銭を「第1種優先中間配当金」という。)を行う。</p> <p>3.ある事業年度において、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その第1種優先株式1株あたりの不足額(以下「累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。累積未払配当金については、前2項に定める剰余金の配当に先立ち、第1種優先株式1株につき累積未払配当金の額に達するまで、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。</p> <p>4.第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が会社法第758条第8号口、第760条第7号口、第763条第12号口又は第765条第1項第8号口に定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の3</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先株式登録質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、その払込金額及び累積未払配当金の合計額を上限として、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額の金銭を支払う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>2.第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第13条の4</p> <p>第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(種類株主総会の決議)</p> <p>第13条の5</p> <p>当社が、会社法第322条第1項第1号に基づき第1種優先株式にかかる種類株主総会決議を得ることが必要な行為をする場合には、第1種優先株式にかかる種類株主総会において会社法第324条第2項に定める決議を得なければならない。</p> <p>2.第1種優先株式については、前項に定める場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>3.第16条、第18条第1項及び第19条</p>

	<p>の定めは、種類株主総会についてこれを準用する。</p> <p>4. 第18条第2項の定めは、会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>(取得請求権)</p> <p>第13条の6</p> <p>第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める取得を請求することができる期間中、当社が当該第1種優先株主の有する第1種優先株式の全部又は一部を取得することと引き換えに当該取締役会の決議によって定める額の金銭を交付することを請求することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取得条項)</p> <p>第13条の7</p> <p>当社は、取締役会が別に定める日が到来したときは、第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭と引き換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法によりこれを行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株式の併合、分割又は無償割当て等)</p> <p>第13条の8</p> <p>当社は、法令に定める場合を除き、第1種優先株式について、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。当社は、第1種優先株主に対して、募集株式、募集新株予約権又は募集新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(除斥期間)</p> <p>第13条の9</p> <p>第39条の定めは、第1種優先配当金及び第1種優先中間配当金の支払いについてこれを準用する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(その他の事項)</p> <p>第13条の10</p> <p>当社は、第13条の2から第13条の9に定めるほか、第1種優先株式に関する事項について、これを第1種優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める。</p>

以上